

豊中市立図書館個人貸出実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館規則(昭和25年豊中市教育委員会規則第12号)に基づき、豊中市立図書館(以下「図書館」という。)が行う個人単位での貸出し(以下「個人貸出し」という。)に関し、円滑に資料の館外貸出しサービスを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 個人貸出しを利用することができる者は、豊中市内に居住・在学(園)・在勤するものとする。ただし、読書振興課長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用の登録)

第3条 個人貸出しを利用しようとする者は、以下のいずれかの方法により申込みを行うとともに、前条の条件を確認できる証明書等を提示しなければならない。読書振興課長は前条の条件を確認し、利用者カード又は利用者番号を交付する。

(1) 市立図書館、図書室、いぶき(3階)図書サービスポイント及び動く図書館のステーションの窓口(以下「図書館窓口」という。)において所定の図書館利用者カード申込書を提出する方法

(2) 図書館蔵書検索システムにより仮登録申請を行ったのち、1か月以内に図書館窓口において所定の図書館利用者カード申込書(Web 仮登録済)を提出する方法。ただし、豊中市内に居住するものに限る

(3) 豊中市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年豊中市条例第18号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(以下「電子申込」という。)。ただし、豊中市内に居住・在学(園)・在勤するものに限る

2 利用者カード及び利用者番号の有効期間は5年とし、更新手続き期間は有効期限前3ヶ月間とする。

3 有効期間を延長して利用しようとする者は、以下のいずれかの方法により更新手続き期間内に更新手続きを行うとともに、前条の条件を確認できる証明書等を提示しなければならない。

(1) 図書館窓口において所定の図書館利用者カード申込書を提出する方法

(2) 電子申込を使用する方法

4 前項に定める更新手続きは、利用者の申し出により、更新手続き期間前にも受け付ける。ただし、その受付日より有効期限日を更新する。

5 利用者は申込書の記載事項に変更が生じた場合は、以下のいずれかの方法により直ちに届出を行うとともに、前条の条件を確認できる証明書等を提示しなければならない。その受付日より有効期限日を更新する。

(1) 図書館窓口において所定の図書館利用者カード申込書を提出する方法

(2) 電子申込を使用する方法

6 第2条に該当しなくなった場合は、直ちに図書館窓口に届け出なければならない。

(貸出資料の範囲)

第4条 個人貸出しの対象となる資料(以下「貸出資料」という。)の範囲は、原則として図書、雑誌、紙芝居、CD、カセットテープ、DVD、ビデオ等とする。

(貸出数量及び期間)

第5条 貸出資料の数量は、10点（うちCDは4点、映画ビデオ・映画DVDはそれぞれ1点）、期間は2週間とする。ただし、他の利用を妨げないかぎり、更に2週間延長することができる（映画ビデオ・映画DVDは除く）。

2 動く図書館での利用、障害者の利用、長期休館時等については、読書振興課長が別に定める。

（利用の制限）

第6条 前条の貸出期間を守らない利用者に対し、貸出を停止することができる。その内容は読書振興課長が別に定める。

（汚損等の届出）

第7条 利用者は貸出資料を汚損し、または滅失し、もしくは亡失したときは、直ちに図書館に届け出なければならない。

（損害賠償）

第8条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、貸出資料を汚損し、または滅失し、もしくは亡失したときは、図書館規則第14条の定めるところにより、損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による貸出資料の賠償は、現物によるものとする。ただし、読書振興課長がやむを得ない事情があると認めるときは、読書振興課長の指定する代物又は相当の代金をもって、これに代えることができる。

3 貸出資料の管理において、相当の注意をもって行っていたとき、その他読書振興課長がやむを得ない事情があると認めるときは、その賠償を免除することがある。

（利用者カードの亡失等）

第9条 利用者は、利用者カードの亡失又は盗難により不正利用の恐れがあるときは、直ちに図書館窓口届け出なければならない。

2 読書振興課長は、前項の届け出を受けたときは、新たに利用者カード又は利用者番号を交付しなければならない。

（貸出記録の保護）

第10条 図書館規則第11条の定めるところにより、利用者の貸出記録は該当資料の貸出中のみ保存し、返却時に自動消去する。なお職員は、記録保存中においても利用者本人以外にその情報を漏らしてはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、個人貸出しの運用に必要な事項は読書振興課長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

この要綱は、令和6年11月19日から実施する。

この要綱は、令和7年3月1日から実施する。